

平成 28 年 5 月 16 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
株式会社三菱東京 UFJ 銀行
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社

主要子会社の監査等委員会設置会社への移行について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（代表執行役社長 平野 信行^{ひらの のぶゆき}）の主要子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 小山田 隆^{おやまだ たかし}）、三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 池谷 幹男^{いけがや みきお}）、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（取締役社長 長岡 孝^{ながおか たかし}）の3社（以下主要子会社）は、各社におけるコーポレート・ガバナンス態勢について更なる高度化を進めるため、平成28年6月開催予定の各社の株主総会の承認を前提に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

1. 移行の目的

① 意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化

主要子会社は、重要な業務執行の決定を、取締役会から執行へ大幅に委任することで、迅速な意思決定が可能な体制を構築し、各社の取締役会は委任した事項のモニタリング等を通じて監督機能の強化を図ります。

② 効率的な監査体制の構築

従来の監査役会と任意の監査委員会の機能を、監査等委員会へ統合することで、監査機能の重複を解消するとともに、実効性が高く効率的なコーポレート・ガバナンス態勢を構築します。

③ 経営の透明性と客観性の向上

社外取締役が過半を占める監査等委員会が監査・監督機能を行使することで、経営の透明性・客観性の向上を図ります。

2. 「コーポレートガバナンス方針」の制改定

主要子会社は、今後、MUFGコーポレートガバナンス方針に基づき、各社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示す「コーポレートガバナンス方針」を制改定し、公表する予定です。

以 上